

JAB MS200:2011 改定案に対するパブリックコメント及び処置

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
1	JCQA	・ 10.4.1 の3) ・付表3	表下の 4行目  備考2、 3	Q	<p>付表3の注釈4行目に「FSSC22000は1種類のマネジメントシステム」との記載がありますが、これは、FSSCはISO22000とは独立のマネジメントシステムとして付表3が適用されると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>備考2:「複数のマネジメントシステムが含まれる場合、共通性の程度を判断し、工数を削減」と記載されていますが、これをISO22000とFSSCの場合で考えると、個別に付表3を適用して算出した工数から共通マネジメントシステムとしての削減を行うと理解してよろしいでしょうか。</p> <p>備考3:「FSSC単独での審査の場合、事務所審査の工数の増減」との記載がありますが、増加の場合には「ISO22000既認定でFSSC認定申請の場合」が該当し、通常の6標準工数に加えてISO22000既認定のマネジメントシステム部分の審査を行うことがあると理解してよろしいでしょうか。又、減の場合とはどんな場合でしょうか。</p>	<p>全て質問でしたが、全体に判り易い記述と、“備考2の削減の基準と考え方”及び“備考3の増減の基準と考え方”の明示を希望いたします。</p>	<p>回答①: FSSCは、1つのマネジメントシステムとして扱うとの意味ですので、そのように修正いたします。</p> <p>回答 : ご理解のとおりです。</p> <p>回答 : ご質問の状況では、増加のケースには該当いたしません。 単独でのFSSC審査は、FSMS認定下で行われますので、増加するケースは少ないと考えられますが、内容によっては増加する場合があります。しかしながら、他のMSとの関係</p>

注: コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
							を含め、様々なケースが考えられますので、MS200 において削減/増減基準をお示しすることは困難です。
2	JACO	付表 3 備考	3	T/E	初回審査及び拡大審査の場合、F S S C 2 2 0 0 0 の単独での審査の場合は、内容によっては、事務所審査の工数が増減することがある。と記載されていますが、食品安全マネジメントシステム22000:2005の認定済みの場合に認定審査工数を削減できると考えますが、条件について記述されていません。	食品安全マネジメントシステム認証活動(ISO22000:2005))に対する認定(JABMS107)と F S S C 2 2 0 0 0 認証活動(ISO22000:2005、ISO/TS22002-1:2009)に対する認定(JABMS109)は、個別(独立)の認定ですが、既に認定された食品安全マネジメントシステム認証機関に対する F S S C 2 2 0 0 0 認証活動(ISO22000:2005、ISO/TS22002-1:2009)に対する認定(JABMS109)は、既に実証された食品安全マネジメントシステム認証活動(ISO22000:2005))を考慮して、工数削減が可能と判断されます。(たとえば;50%の削減など)	×: No.1 の回答③に同じ。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
3	JIA-QA センター	付表 3 認定審査(現 地審査)の 標準工 数	付表 3 下の説 明文の 3行目	Q	<p>『FSSC22000』認定プログラムに関する認定基準類の制定/改定案の公開について」(2011年4月28日付文書)での「1.制定/改定の背景・理由」では「～FSSC22000の認定事業を食品安全マネジメントシステム(FSMS)のセクタースキームとの位置づけで、開始することになりました。」と記述されています。</p> <p>一方、JABMS200:2011(40/59)付表3下の説明文3行目では、「AS-QMS、TL-QMS、WM-QMS及びMD-QMS(以下、「QMSセクター」という)並びにFSSC22000は、それぞれが1種類のマネジメントシステムである。」と記述されています。</p> <p>JAB認定スキーム上の「FSSC22000」の取扱いについて、前者では「セクタースキーム」とし、後者では「1種類のマネジメントシステム」としており、矛盾が生じていると考えます。</p> <p>このように取扱いが明確でないと、JABN401-2010「認定に関する料金規定」付属書A「マネジメントシステム認証機関の料金」における「FSSC22000」の取扱いも不明となると考えます。</p>	<p>JABMS200:2011(40/59)付表3下の説明文3行目の記述を次の様に修正して頂き、JAB認定スキーム上、「FSSC22000はセクター」であることを明確化することを提案します。</p> <p>「AS-QMS、TL-QMS、WM-QMS及びMD-QMS並びにFSSC22000は(以下、「QMSセクター」という)、それぞれが1種類のマネジメントシステムである。」</p>	: No.1の回答①に同じ。
4	JICQA	4.10 付表3	表	T	<p>表下3番目の中点「…FSSC 22000はそれぞれ1種類のMS」から、FSSCの初回・MS種類拡大の事務所工数は6、カテゴリー拡大は2となるが、FSMSと同時又はFSSC単独の認定審査としてはあまりにも過大な工数である。</p>	<p>備考2.「認定範囲に複数MSが含まれる場合は共通性の程度を判断し工数削減することあり」で救済されるのかもしれないが、FSSCの場合は大幅削減、とまでは読み取れない。従って、「削減がありうる」ではなく、FSSCの場合の具体的な必要工数を規定すべきである。</p>	×: No.1の回答②に同じ。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局対応案 (凡例 ○:採用、△:修正等、×: 不採用)
5	JICQA	5.1 b) 付表 4	表	E	FSSC に関する記載がない。	FSSC に関する規定を明記する。 (MS202 の引用など)	○: 欄外注として、「FSSC22000 認証に係る申請条件は、別に定める(JAB MS 202 参照)。」を追加いたします。
6	JICQA	7.4.2 付表 5	表	E	FSSC に関する記載がない。	FSSC に関する規定を明記する。 (MS202 の引用など)	○: 欄外注として、「FSSC22000 認証に係る組織審査立会数は、別に定める(JAB MS 202 参照)。」を追加いたします。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。